

## 地域包括支援センターのブランチ（在宅介護支援センター）廃止について

平成 25 年 10 月 1 日付けで地域包括支援センター 4 か所を設置することに伴い、次の在宅介護支援センターへ委託している地域包括支援センターのブランチ業務の委託期間は、平成 25 年 4 月 1 日から 9 月 30 日までとします。

### 1. 平成 25 年 9 月 30 日で廃止するブランチ（在宅介護支援センター）担当区域等

	センター名	担当区域	業務委託廃止の理由
(1)	長野市在宅介護支援センター 富竹の里	古里・柳原・ 長沼地区	地域包括支援センターへ移行
(2)	長野市在宅介護支援センター 中御所	第三・第四・ 第五地区	平成 25 年 10 月 1 日設置予定の地域 包括支援センター担当区域内にブラ ンチを設置しないため
(3)	長野市在宅介護支援センター あぐりケア吉田	吉田地区	平成 25 年 10 月 1 日設置予定の地域 包括支援センター担当区域内にブラ ンチを設置しないため
(4)	長野市在宅介護支援センター 桜ホーム	篠ノ井(川柳・ 塩崎)・信更 地区	地域包括支援センターへ移行

なお、在宅介護支援センター（老人福祉法に規定する「老人介護支援センター」）の設置主体は社会福祉法人ほか民間事業者であり、市の業務委託がなくても設置法人独自に事業を継続することは可能ですが、現時点で、上記の(2)と(3)のセンターとともに平成 25 年 9 月 30 日をもって在宅介護支援センターを廃止する予定とのことです。

### ブランチ業務

住民の利便性を考慮し、地域の住民から相談を受け付け、集約した上で、地域包括支援センターにつなぐための「窓口」の設置及び業務の協力に関する事業を行うこと。